

# 農業経営基盤強化促進事業同意書（解除条件付貸貸借）

令和 年 月 日

いなべ市長 様

利用権の設定を受ける者（乙 借り手）住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

Tel ( ) \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者（甲 貸し手）住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

Tel ( ) \_\_\_\_\_

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項の利用権設定等促進事業により次の利用権を設定し、同法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることに同意します。

利用権を設定する農地							利用権を設定する土地に係る権利者（A）									設定する利用権（B）					
大 字	字	地 番	地 目		面 積	利 用 権 設 定 面 積	住 所	氏 名	承 諾 印	権 利 の 種 類	利 用 権 の 種 類	利 用 権 の 内 容 (主たる栽培作)	10a あたり の 借 賃 料	借 賃 の 支 払 方 法	期 間	備 考					
			台帳	現況																	
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					賃貸借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定					
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					賃貸借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定					
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					賃貸借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定					
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					賃貸借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定					
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					賃貸借 使用貸借		円	直 接 振 込	年	新規 再設定					

◎農用地利用集積計画に定める設定用件は裏面のとおりでです。

◎利用権を設定する農用地に貸し手以外の権利がある場合は、上記A欄にその者の承諾印を捺印してください。（抵当権・地役権等）

◎利用権の種類は上記B欄の該当するものに○印をしてください。（「賃貸借」は賃料を支払うもの、「使用貸借」は無償で貸借を行うものです）

◎農業者年金の経営移譲年金を受給の方は、農業委員会へご相談ください。

提 出 者	借り手	市役所確認欄
	貸し手	運
	その他 ( )	その他 ( )

## 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権の設定の条件

- 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行うもの一貸し手(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者一借り手(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、同意書に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。
- 転貸又は譲渡の禁止  
乙は、あらかじめ市と協議の上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- 修繕及び改良  
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。  
イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。
- 租税公課等の負担  
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。  
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。  
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- 目的物の返還  
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、直ちに目的物を原状に回復して、甲に返還する。  
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。)の償還を請求することができる。  
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額をその支出した額又は増価額とする。  
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- 利用権に関する事項の変更の禁止  
甲及び乙は、市が定める農用地利用集積計画により設定される、利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 利用権取得者の責務  
乙は、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- 解除条件付貸借の場合の追加事項
  - ①契約の解除  
甲は、乙は当該農用地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借又は使用貸借契約を解除するものとする。
  - ②利用状況の報告  
乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3カ月以内に農業委員会に農地法第6条の2第1項の定めるところにより報告しなければならない。
  - ③いなべ市長による勧告  
いなべ市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。  
ア 乙が目的物において耕作の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。  
イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。  
ウ 乙が法人である場合にあつては、乙の法人の業務を執行する役員のいずれもが乙の行なう耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。
  - ④いなべ市長による農用地利用集積計画の取消  
いなべ市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。  
ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。  
イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。
  - ⑤貸借が終了した場合の原状回復  
貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から60日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天変地異等の不可抗力又は通常の利用より損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
  - ⑥立毛補償  
契約終了の際、目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取り取る。
  - ⑦違約金の支払い  
甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の0.5年分に相当する金額を違約金として支払う。
- その他  
この農地利用権の設定に関し、定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙及びいなべ市が協議して定める。